



## 基本的な考え方

本校は全校児童が安心して学校生活を送り、充実した教育活動に取り組めるよう、教職員が児童とともに、「いじめを許さない学校づくり」を目指しています。「いじめは人権侵害であり、人として許されない行為である」という基本認識のもと、「いじめは、どの子にも、いつ、どこにでも起こりうるものである」という危機意識をもち、学校・家庭・地域が一体となって、一過性ではなく、継続的に「未然防止」「早期発見」「早期対応」に取り組みます。児童が「いじめをしない」「いじめを生まない」土壌づくりに向け、保護者・地域とも連携しながら、チーム南小として「いじめを生まない、一人一人を大切にする学校づくり」を目指して、いじめ防止等の対策に取り組んでいきます。

### いじめの定義

「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。」であり、学校の内外を問わず、いじめられた児童の気持ちを最優先に判断します。

### こんなことをするといじめになります

- 言葉によるいじめ  
直接会って言う場合だけでなく、周囲に聞こえるように言うケースも含まれます。  
・からかう、陰口を言う、冷やかす、嫌な呼び名、脅し
- 心理的な攻撃・無視  
目に見えにくいため、周囲が気づきにくいのが特徴です。  
・仲間外れ・無視、嫌なことの強制、嘲笑
- インターネット・SNS 上のいじめ  
個人情報や無断で載せたり、誹謗中傷したりすると、刑罰に抵触することがあります。  
・誹謗中傷、画像の無断掲載、グループ外し
- 物理的な攻撃・嫌がらせ  
けんかもいじめになる場合や暴行・恐喝・強要等の刑罰に抵触する場合があります。  
・軽く叩く、殴る、蹴る、おす、つねる、物を隠す、とる、こわす、落書き、金品を要求

### いじめの未然防止

- 個に寄り添うきめ細やかな教育  
規律と安心の両立・わかる、できるを実感できる授業づくり  
心の健康観察や生活アンケートを活用した児童理解と個への対応、定例の児童理解により情報共有、組織として対応
- 心を育む教育  
教育活動全体を通じた道徳や人権教育により、規範意識、思いやりの心、「いのち」を大切にする心の育成
- 心のエネルギーの育成  
縦割り・異年齢交流・体験活動を通じて、自己有用感と自己肯定感の向上、集団の一員としての自覚、認め合える関係
- 情報モラル教育  
スマホや SNS の適切な使い方を指導、ネットいじめの防止や効果的な対処について学習
- 教員の資質能力の向上  
多様な児童を支えるプロとしての指導力、対応能力の向上
- PTA 組織を生かした取組の推進  
家庭教育における規範意識の醸成、SNS 等のトラブルを防ぐための「ネット使用ルールづくり」

### いじめの早期対応

- いじめへの学校全体での組織的対応  
正確な実態調査（聴き取り、情報収集）連携協力による指導  
児童に深くかわかり、成長につながる指導
- いじめを受けている児童・保護者への支援  
児童の安全を最優先に、心配や不安を取り除くかわかり
- いじめに関わっている児童・保護者へのかかわり  
いじめに対する毅然とした指導、保護者へ家庭での指導と見守りを依頼、今後の取組を共有
- 周囲の児童への指導  
傍観者から小さな味方への一歩を踏み出す指導
- 教育委員会との連携  
迅速な報告、相談、関係機関への支援要請

### 重大事態への対応

- 学校の下に、重大事態の調査組織を設置します。
- 事実関係を明確にするための調査を実施し、いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供します。
- 調査結果を教育委員会に報告します。
- 調査結果を踏まえた必要な措置を行います。
- 再発防止への取組を行います。

### いじめの早期発見

- 児童との信頼関係  
積極的・意図的な声かけと共感的理解から何でも話せる雰囲気づくり、関係づくり
- 日常的な実態把握  
日常的な観察、心の健康観察、生活アンケート調査の実施
- 相談しやすい環境整備  
定期的な教育相談週間の実施、相談窓口の設置、教職員の姿勢や体制づくり

《学校いじめ対応チーム》校長・教頭・生活指導担当・養護教諭  
特別支援コーディネーター・関係学年教職員、SC・SSW 等  
【お気づき・ご相談等、「いつもと違うな」と感じられたら、ためらわず、ご連絡ください。】浜坂南小学校 Tel82-1237